平成２４年（フ）第７４号
佐賀県唐津市神田945番地１
破産者　有限会社峰松建設
１　決定年月日　平成26年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３７３号
群馬県前橋市上大島町25番地212
破産者　有限会社シナプス
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
千葉県茂原市茂原86番地１
破産者　鈴木　博之
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７６４号
東京都立川市幸町１丁目12番地の３
破産者　高橋　千弓
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８９９号
東京都八王子市叶谷町1624番地28
破産者　亀田　ヨネ
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０２４号
東京都青梅市小曾木３丁目1916番地の８
破産者　川島　浩幸
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１６０号
東京都稲城市向陽台４丁目４番地の２ビューブラザ向陽台２―914
破産者　田代　昭次
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１６１号
東京都稲城市向陽台４丁目４番地の２ビューブラザ向陽台２―914
破産者　田代ミチ子
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５７号
神奈川県厚木市酒井2087番地10
破産者　有限会社レインボー
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
山梨県上野原市鶴島3270番地の17
破産者　有限会社大江
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２号
長野県駒ヶ根市赤穂12452番地１
破産者　株式会社万越
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５１３号
岐阜市中洲町21番地
破産者　中洲製紙株式会社
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５４号
岐阜市島栄町２丁目13番地
破産者　丸加急配合資会社
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９５号
兵庫県芦屋市高浜町２番３―523号
破産者　野口　哲郎
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５０６号
静岡県浜松市東区有玉北町358番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市中区菅原町１番６号
破産者　有限会社エス・アンド・エイ
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
滋賀県草津市青地町1121番地の１―202号
破産者　有限会社西村パッケージ
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
滋賀県草津市平井５丁目３番11号
破産者　有限会社コーセー
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８２号
滋賀県栗東市野尻521番地　103号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県近江八幡市上野町130番地
破産者　有限会社オフィス・コア
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓349番地の１・350番地
破産者　浜田飼糧株式会社
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
福岡県大川市大字上白垣149番地２
破産者　株式会社ＨＡＲＡ　ＴＥＣＨ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
長崎県長崎市小江原３丁目２番18号
破産者　浦上運送有限会社
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
大分県別府市石垣西10丁目５番２号
破産者　株式会社遊牧民
１　決定年月日　平成26年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係